# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称: ベトナム国ホーチミン市及びハノイ市における都市

計画・鉄道沿線開発に係る情報収集・確認調査

(QCBS)

調達管理番号: 20a00332

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書(案)

注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第17.プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年8月12日 独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年8月12日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3. 競争に付する事項
- (1)業務名称: ベトナム国ホーチミン市及びハノイ市における都市計画・鉄道沿線開発に係る情報収集・確認調査(QCBS)
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型:
  - (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、 見積書において、消費税を加算して積算してください。
  - ( )「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。
- (4) 契約履行期間(予定):2020年11月 ~ 2021年6月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務 実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを 認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

## 4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者:【契約第一課 川合 奈美 Kawai.Nami@jica.go.jp】

注)プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

#### 【事業実施担当部】

東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課

#### 5. 競争参加資格

#### (1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。

1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程 (平成 24 年規程(総)第 25 号)第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者 具体的には、以下のとおり取扱います。
  - a) 競争開始日 (プロポーザル等の提出締切日) に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
  - b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日) までに措置が開始される場合、競争から排除する。
  - c) 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
  - d) 競争開始日 (プロポーザル等の提出締切日) 以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

#### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。 <u>なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資</u>格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一 資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、 契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年 9月 2日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

- (2)提出先・場所
  - 上記4. 窓口(選定手続き窓口)のとおり(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス)
    - 注 1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。
    - 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして います。
- (3)回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <a href="https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1">https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1</a>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

### 7. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:2020年9月11日 12時
- (2) 提出方法:

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼 (調達管理番号) (法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法 及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: https://www2.iica.go.ip/ia/announce/index.php?contract=1 )

- (3)提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先
- (4)提出書類:プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

- (2)評価方法
  - 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点 (小数点第1位まで計算)とします。

#### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できる レベルにある。	80~90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能</u> と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が</u> 優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	4 0 %以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\_201211.html)

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで 応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、技術評価点に**一律2点の加点(若手育成加点)**を行 います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

#### 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

(価格評価点) = 「(予定価格-見積価格)/予定価格]×100+80

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 120- [(予定価格-見積価格)/予定価格]×100

## 3)総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。 その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

- 1) 日時: 2020年10月9日(金) 10時~
- 2)場所:東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構内 会議室
- 注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。 詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

#### (4)契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

#### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を<u>2020年10月23日(金)</u>までに<u>プロポーザルに記載さ</u>れている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点(該当する場合)
- 3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

## (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契 約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1)特記仕様書(プロポーザル内容反映案)

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識 (イメージ) を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- ▶ 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- > 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- ▶ 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更(具体的な業務内容の確定を含む。)

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書(プロポーザル内容反映案)」の提示を求めます。 なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書(案)が一部変更される可能性がありますが、当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である 開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の 不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください(積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません)。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト(所属先、学歴等の情報を含む。)を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

#### (3)契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

#### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課(e-propo@jica.go.jp(※アドレス変更))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細 につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

#### 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課 長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
  - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
  - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
  - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
  - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜 ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力へ の対応に関する規程 (平成 24 年規程(総)第 25 号) に規定するところにより、これらに 準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。) である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目 的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は 便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若し くは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不 当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を 有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれ に相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理 を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められてい る範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1)調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html</a>)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html)

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「**脚注」**については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 1. 調査の背景・経緯

ベトナムでは今後、経済成長とともに四輪車の普及が更に進む見込みであり、都市交通問題は一層深刻になることが予想される。そのため、既存交通機関の有効利用、公共交通利用習慣の醸成、交通安全意識の向上等、都市の計画的な発展とその骨格となる大量輸送公共交通システムの整備が必要となる。JICA は、上記課題に対応するためホーチミン市都市鉄道建設事業(ベンタインースオイティエン間(1号線))及びハノイ市都市鉄道建設事業(ナムタンロン—チャンフンダオ間(2号線))に円借款を供与している。

他方、公共交通へのモーダルシフトを促進するためには、各交通手段の結節点の整備と同時に都市空間の高度利用を促進し、駅周辺、駅前・駅ナカ施設の整備を行い駅利用や乗換の利便性を向上させ、 利用者のアクセス改善、駅前・駅ナカ施設の付加価値向上を行う必要がある。

かかる状況の下、交通結節点の整備、都市空間の高度利用、駅周辺、駅前・駅ナカ施設の整備を含めた公共交通志向型都市開発支援に係るアクションプランの検討を行うために本事業を実施する。

#### 2. 調査の目的と範囲

#### (1) 調査の目的

ホーチミン市及びハノイ市の既存都市開発計画のレビュー、関係法令の整理を行い、将来の開発構想設定と都市空間の高度利用に係る開発計画策定、ホーチミン市都市鉄道 1 号線およびハノイ市都市鉄道 2 号線沿線を中心とした今後必要な駅周辺、駅前・駅ナカのインフラ整備計画策定に向けた必要な情報収集及び分析を通じ、今後の JICA 協力の方向性検討に繋げることを目的として実施するもの。

## (2) 調査対象地域

ホーチミン市、ハノイ市

#### (3) ベトナム側関係機関

ホーチミン市人民委員会(HCMCPC)、ハノイ市人民委員会(HPC)、ホーチミン市都市鉄道管理局(MAUR)、ハノイ市都市鉄道管理局(MRB)、運輸省(MOT) など

#### 3. 調査実施の留意事項

## (1) 本調査の実施体制

本調査は、越政府からの要請に基づく調査ではないため、ベトナム側からの便宜供与は想定しておらず、ベトナム側の本調査に係る専任体制はない。一方で本件は都市計画と都市鉄道と幅広く調査を行うため、ベトナム側関係機関は上記2. (3)のとおり多機関となる。調査を実施するにあたりベトナム側の意向をヒアリングし、調査結果に繋げる必要があること、法制度や既存の計画等の情報をベトナム側から入手する必要があることから、適宜、必要な機関とコミュニケーションをとり、インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートなどのタイミングでベトナム側の必要な関係機関に対し報告を行うこと。

なお、アポイントメント等取り付けは受注者が行うこととするが、効率的なコミュニケーション、情報収集のため、JICA から関係機関へレターを発出する等、調査への働きかけを行うことも必要に応じて検討可能である。その場合、レター案をドラフトした上で、前広に JICA に相談し、支援を依頼すること。

#### (2) JICAとの情報共有

調査計画の策定、調査実施、ベトナム側との調整内容については JICA (東南アジア・大洋州部東南アジア第三課、ベトナム事務所) と事前に十分な情報共有と協議の上進めること。

#### (3) 既存調査確認及び実施中プロジェクトとの調整

ホーチミン市及びハノイ市における都市計画・鉄道沿線開発に関連して過去に実施したベトナム国ホーチミン都市計画調査(HOUTRANS)等)、ホーチミン市ベンタイン駅周辺地区総合開発事業準備調査(PPP インフラ事業)、ベトナム国ホーチミン市都市鉄道(ベンタインースオイティエン間(1号線))建設事業案件実施支援調査(ホーチミン 1 号線 SAPI)、ベトナム国ハノイ市総合都市開発計画調査

(HAIDEP)等の調査内容や他機関が実施している報告書などを確認したうえで本調査内容と重複が起きないように留意する。また JICA が実施中の技術協力プロジェクト「ベトナム国ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト(TC2)」の受注者と情報交換、調査内容の調整をよく行うこと。さらに、本調査内容として下記 4. で求められている範囲において、既存の調査をアップデートするだけでなく、既存の調査の提言が実現されていない場合、その要因、解決策、代替策を分析、検討すること。

#### (4) 事業実施方法の検討

本調査はあくまでも JICA の協力の方向性を検討し、円借款等の具体的な案件形成に繋げることを目的として実施するもの。都市計画及び鉄道沿線開発の候補案件の一部について民間資金活用検討を提言する場合も、その活用において JICA がどのようなスキームを使って支援できるか検討すること。

#### (5)現地調査

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて、現地調査の実施方法については、「ローカルリソースの活用を含め、効率的、合理的な方法を検討すること。

#### 4. 調査の内容

以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

- (1) 事前準備(国内作業)及びインセプションレポートの説明・協議
- 1) 関連資料・情報の収集・分析等

ホーチミン市及びハノイ市マスタープランを含む既存調査、関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、詳細な調査にて収集が必要となる資料、情報、データをリストアップする。

- 2) インセプションレポートの作成
- 上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。
- 3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートをJICA及びベトナム側関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

## (2) 既存調査・マスタープランのレビューと現状把握調査

- 1)ホーチミン首都圏のマスタープラン、既存調査(ベトナム国ホーチミン都市計画調査(HOUTRANS)
- 等)、ホーチミン市ベンタイン駅周辺地区総合開発事業準備調査(PPPインフラ事業)、ベトナム国ホーチミン市都市鉄道(ベンタインースオイティエン間(1号線))建設事業案件実施支援調査(ホーチミン1号線SAPI)や、実施中の技術協力プロジェクトベトナム国ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト(TC2)含め、既存データのレビューを行う。
- 2)ハノイ首都圏のマスタープラン、既存調査(ベトナム国ハノイ市総合都市開発計画調査(HAIDEP)等)や既存データのレビューを行う。
- 3)ホーチミン首都圏およびハノイ首都圏の交通結節点、駅周辺、駅前・駅ナカ開発の位置付けや重要性を確認する。
- 4) TC2での検討状況も踏まえ、ホーチミン1号線SAPIで実施したホーチミン都市鉄道1号線沿線の現状 把握につき、必要に応じアップデート調査を行う(公共交通利用状況、交通モード別乗降客数、バス路線、駅前用地権利の確認等)。
- 5) ハノイ都市鉄道2号線沿いの現状把握調査を行う(公共交通の利用状況、交通モード別乗降客数、バス路線、駅前用地権利の確認等)。
- 6) Planning Law (2017年制定) に基づき、ハノイ市とホーチミン市はProvincial Planning (PP) を 策定することとなっている。可能な限り、PP策定状況について情報収集を行う。

## (3) 関連法令のレビュー

1 ローカルリソースの活用方法については、現行のコンサルタント等契約制度の下においても、以下のような方法が検討可能であるため、必要に応じ、プロポーザルにおいて提案してください。

- (1) 特殊傭人費(一般業務費)を活用した、ローカルリソース(主に個人)を活用する。
- (2) ローカルリソース(個人。法人に所属する個人を含む。)を業務従事者として配置する。補強として配置する場合、全業務従事者4分の3までを目途として認めます(第3章「3.業務従事者の条件」参照)。
- (3) ローカルリソース(法人)を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としません(第1章「5. 競争参加資格」参照)。

- 1)都市計画および駅周辺、駅前・駅ナカ開発における地下利用法を含む土地利用関連法のレビューを行う。
- 2) 都市計画及び駅周辺、駅前・駅ナカ開発におけるPPP法関連法令、事業者に対する規制、インセン ティブなど関連制度のレビューを行う。
- 3)ベトナム政府、ハノイ市及びホーチミン市の公共投資予算の現状把握及び都市計画・鉄道沿線開発の充当可能性の確認を行う。
- (4) 他ドナーのホーチミン市及びハノイ市における取り組みのレビュー
- 1)他ドナーや国際機関の交通結節点の整備を含む都市開発、駅周辺、駅前・駅ナカ開発の取り組みについて調査を行う。
- (5) インテリムレポートの作成・説明・協議
- (1)~(4)までの調査結果をインテリムレポートにまとめ、今後の調査方針につき必要に応じカウンターパート機関およびJICAと協議し見直しを行う。
- (6) 都市概況に関する行政、財政、他制度面での課題分析
- 上記(1)~(5)の調査結果を踏まえ、以下に例示する内容の課題分析を行う。
- 1) 都市計画に関する行財政制度、計画規制及び管理
- 2) 土地利用計画、各種開発計画の整合性
- 3) 土地利用計画、各種開発計画の承認プロセス
- 4) 都市計画管理に係る実施体制、関係機関の実施能力
- 5) その他、上記に加え必要な課題分析
- (7) ホーチミン市及びハノイ市の都市開発計画課題解決アクションプランの策定、協力の方向性 検討
- (1)~(5)の現状把握および分析結果を踏まえ、現状の都市空間開発計画、ホーチミン市都市鉄道 1号線及びハノイ市都市鉄道2号線沿線の交通結節点、駅周辺、駅前・駅ナカインフラ整備計画の課題を分析する。加えて、上記(6)の課題分析結果に基づき行政、財政、制度面の解決策を検討する。それらを踏まえ、課題解決アクションプランを策定するとともに、今後のJICA協力の方向性につき提案する。協力方針の検討では、個別案件(有償資金協力)の検討に加え、制度改善、キャパシティビルディングなどのソフト面の支援や開発政策借款の検討、民間事業やベトナム政府自己資金で実施した場合の側面支援、民間資金導入のためのベトナム政府による環境整備への側面支援の可能性、更にウィズ/ポストコロナにおける公共交通志向型都市開発の在り方の提案等も含めて幅広い検討を行う。
- (8) ホーチミン市都市鉄道1号線およびハノイ2号線各駅の駅周辺、駅前・駅ナカ開発コンセプトの作成および駅前・駅ナカ公共施設整備に係る優先候補案件の特定、現況把握および分析結果、ならびに(7)のアクションプラン、協力方針検討を踏まえ、以下に例示する内容につきJICAに提言を行う。但し、ホーチミン市都市鉄道1号線については、ホーチミン1号線SAPI及びTC2で検討中の事項をTC2の専門家チームからヒアリングし、TC2と重複しない部分についてアップデートすることとする。
- 1) 駅周辺、駅前・駅ナカ開発コンセプトの策定
- 2) 民間投資、PPP及び公共投資の可能性、官民のデマケにつき検討し、候補案件・特定した案件について公共施設整備の具体的な事業範囲を提案する。
- 3) 公共施設整備実施整備計画の検討
- ホーチミン市都市鉄道 1 号線建設事業およびハノイ市都市鉄道 2 号線建設事業の事業実施スケジュールを踏まえ、上記 2)で検討した事業の調達手続きを含めた詳細工程・計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程(住民移転、用地取得等を含む)を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。また、それらに合わせ、円借款の適否、適用し得る円借款スキーム、実施体制も検討する。さらに、候補案件の円滑な実施に向け、円借款の適否だけでなく現地事情に即した資金調達・事業投資スキーム・実施体制を含め提示する。
- (9)ドラフト・ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポート(プレゼンテーション資料を含む。)案を作成し、JICAに提出する。 JICAのコメントに基づき修正を行い、JICA同席の下、ベトナム側に対してプレゼンテーションを行う。

(10)ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートのプレゼンテーションに対するJICAおよびベトナム側のコメントを踏まえ、ファイナルレポート(プレゼンテーション資料を含む。)を作成し、JICAに提出する。JICAのコメントに基づき修正を行い、JICA同席の下、ベトナム側に対し最終プレゼンテーションを実施し賛同を得る。右を踏まえ、必要な修正を行った上でファイナルレポートをJICAに提出する。

#### 5. 報告書等

## (1) 調査報告書

- 1) インセプションレポート (IC/R)
- 記載事項:業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- 提出時期:調査開始後 15 日以内(現地調査開始前)
- 部 数:和文、英文、越文(製本不要。電子データ PDF による提出。)
- 電子データ:上記報告書の PDF
- 2) インテリムレポート (IT/R)
- 記載事項:上記4. (5)に記載の内容
- 提出時期:調査開始後3か月以内
- ・ 部 数:和文4部、英文8部、越文8部(簡易製本(ホッチキス止め可))
- 電子データ:上記報告書の PDF
- 3) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)
- 記載事項:本調査の全体成果(冒頭に要約を添付)
- 提出時期:調査開始後6か月以内
- ・ 部 数:和文4部、英文8部、越文8部(簡易製本(ホッチキス止め可))
- 電子データ:上記報告書の PDF
- 4) ファイナルレポート (F/R)
- ・ 記載事項:ドラフト・ファイナルレポートへのコメントに対応して必要な修正を行ったもの
- 提出時期:調査開始後8か月以内
- 部数:和文6部、英文10部、越文10部(全て製本)
- 電子データ: CD-R4 部

なお、ファイナルレポートの巻頭には 10 ページ程度にとりまとめた要約を含めること。また、関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要なプレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積りに含めるものとする。

#### (2) その他の提出物

## 1) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象サイトの現状が明確に把握できるものを収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出に当たっては「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付すること。

写真の著作権については JICA に帰属するものとする。発注者は広報用素材として各種媒体への活用を 想定している。

- ・ 提出時期:ファイナルレポート提出時
- 部数: CD-R 1枚(jpeg ファイル形式)
- 2) 収集資料デジタル画像集

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データとして、発注者に提出する。

- ・ 提出時期:ファイナルレポート提出時
- 部数: CD-R 1 枚

## 最終報告書目次案

注)本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 調査の背景・経緯
- (2) 既存調査・マスタープランのレビューと現状把握
- (3) 関連法令に係る情報収集、整理
- (4) 他ドナーのホーチミン市及びハノイ市における取り組みのレビュー
- (5) 都市概況に関する行政、財政、他制度面での課題分析
- (6) 都市開発計画課題解決アクションプランの策定、協力の方向性検討
- (7) ホーチミン市都市鉄道1号線およびハノイ2号線各駅の駅周辺、駅前・駅ナカ開発コンセプトの提案
- (8) 優先候補案件の特定
- (9) 事業推進体制、実施手法の検討
- (10) 結論

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1)類似業務の経験
    - 注)評価対象とする類似業務:都市開発及び鉄道沿線開発に係る各種業務
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
  - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の 影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が 当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

- 2)業務実施の方法
  - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4)要員計画

新型コロナウィルス感染症の拡大状況を踏まえ、現地調査の効率的、合理的な実施を目的として、積極的なローカルリソース活用の検討を歓迎します。

現行のコンサルタント等契約制度の下において、以下の方法が採用可能でありますので、ご 留意ください。

- (1) 特殊傭人費(一般業務費)を活用した、ローカルリソース(主に個人)を活用する。
- (2) ローカルリソース(個人。法人に所属する個人を含む。)を業務従事者として配置する。 補強として配置する場合、全業務従事者4分の3までを目途として認めます(本章「3. 業務従事者の条件」参照)。
- (3) ローカルリソース(法人)を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が 国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としません(第1章「5.競争参加資格」 参照)。
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
- 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
  - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ▶ 業務主任者/都市計画
- > 公共交通計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学 の種類は以下のとおりです。

## 【業務主任者(業務主任者/都市計画)】

- a) 類似業務経験の分野:途上国における都市計画業務
- b) 対象国又は同類似地域:ベトナム国及びその他全途上国
- c) 語学能力: 英語

【業務従事者:担当分野 公共交通計画】

- a)類似業務経験の分野:途上国における公共交通計画業務
- b)対象国又は同類似地域:<u>ベトナム国及びその他途上国</u>
- c) 語学能力: 英語

### 2. 業務実施上の条件

### (1)業務工程

2020年11月より業務を開始し、2021年7月中のファイナルレポート提出を想定している。 プロポーザル作成にあたっては、第2章「4. 調査の内容」に示す事項を効率的に実施するための具体的な工程を作成して提案すること。また、ベトナムでは2月下旬にテト休暇(旧正月)があり連休となるため、関係機関との協議ができない可能性があるなど現地の祝祭日を考慮し、工程作成の際には留意すること。

## (2)業務量目途と業務従事者構成案

- 1)業務量の目途
  - 約 20 人月 (M/M)
- 2)業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を 考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/都市計画:2号
- ② 公共交通計画:3号
- ③ 都市計画/都市開発管理法制度
- ④ 地区計画
- ⑤ 公共交通施設計画
- ⑥ ファイナンス
- ⑦ 需要予測
- ⑧ 都市計画補助

#### (3) 現地再委託

想定していません。

#### 3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社 又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、 プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人 の場合は個人の印)押印は省略可となります。
- 注4)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される 業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務 従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

#### 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020 年 4 月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)」を参照してください。

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\_qcbs.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\_qcbs.html</a>)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合)は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2)以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
  - 1) 旅費(その他:戦争特約保険料)
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (4) 旅費(航空賃)について、参考まで、当機構の標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。現時点では、商用便の運航が少ないため、以下の単価にて旅費を見積もること。

用務地	経路	計上の単価		
		ビジネス	エコノミー	
ベトナム	東京→ハノイ(ベト ナム航空)	500千円	250千円	
	東京→ホーチミン			
	(ベトナム航空)			

(5)業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

## 6. 配布資料/閲覧資料等

(1)ホーチミン都市計画調査最終報告書

https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000162891

https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000162892

https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000162893

https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000162894

- ▶ ホーチミン市ベンタイン駅周辺地区総合開発事業準備調査ファイナルレポート https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000003630
- > ホーチミン市都市鉄道(ベンタインースオイティエン間(1 号線))建設事業案件実施支援調 杏

https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017533 https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017534 https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017535 https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017536 https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017537

- ▶ ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト概要 https://www.jica.go.jp/project/vietnam/051/outline/index.html
- ハノイ市総合都市開発計画調査

https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172052 https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172054

https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172056

https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172057

▶ ハノイ市における UMRT の建設と一体となった都市開発整備計画調査の実施支援プロジェク ト最終報告書

https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000024844 https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000024846 https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000024847 https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000024848 https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000024849

別紙:プロポーザル評価表

# プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1)類似業務の経験	6. 00	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4. 00	
2. 業務の実施方針等	(40.	00)
(1)業務実施の基本方針の的確性	18. 00	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	18. 00	
(3)要員計画等の妥当性	4. 00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	0.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34. 00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/都市計画	(34. 00)	(13. 00)
ア)類似業務の経験	13. 00	5. 00
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3. 00	1.00
ウ)語学力	6. 00	2. 00
エ)業務主任者等としての経験	7. 00	3. 00
オ)その他学位、資格等	5. 00	2. 00
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者</u>	1	(13.00)
ア)類似業務の経験	1	5. 00
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ウ)語学力	-	2. 00
エ)業務主任者等としての経験	-	3. 00
オ)その他学位、資格等	-	2. 00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション		(8.00)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ)業務管理体制		8. 00
(2)業務従事者の経験・能力: <u>公共交通計画</u>	(16. 00)	
ア)類似業務の経験	8. 00	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ)語学力	3. 00	
エ)その他学位、資格等	3.	00

## 第4章 契約書(案)

## 業務実施契約書 (案)

1 業務名称 【案件名】

2 業務地 【国名(地域名)】

3 履 行 期 間 2000年00月00日から 2000年00月00日まで

4 契 約 金 額 円

(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と受注者名を記載(以下「受注者」という。)とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### (契約書の構成)

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。
  - (1)業務実施契約約款(以下「約款」という。)
  - (2) 附属書 I 「共通仕様書」
  - (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
  - (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

#### (監督職員等)

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。
  - (1) 監督職員 : 東南アジア・大洋州部東南アジア第3課の課長
  - (2) 分任監督職員: なし

#### (契約約款の変更)

- 第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
  - (1)第14条 契約金額の精算 第5項第1号を削除する。

## (共通仕様書の変更)

- 第4条 本契約においては、附属書 I 「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様 書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
  - (1) 第9条 業務関連ガイドライン
    - 「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2020年4月)」を挿入する。
  - (2) 第27条 航空賃の取扱い 本条を削除する。

#### 【オプション1:部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1)第1回部分払:第〇次中間報告書の作成

(中間成果品: 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払:ドラフト・ファイナルレポートの作成

(中間成果品: ドラフト・ファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

## 2000年00月00日

発注者 東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事植嶋卓巳 受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報 」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 (<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html</a>) にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書I「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報 」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 (<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html</a>) にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。